

- 1 平成27年3月31日に現に主任用務員を命ぜられている職員で別に辞令を発せられないものは、平成27年4月1日付けをもって主任学校技術員を命ぜられたものとする。
- 2 平成27年3月31日に現に用務員を命ぜられている職員で別に辞令を発せられないものは、平成27年4月1日付けをもって学校技術員を命ぜられたものとする。

平成27年3月27日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝